

## 専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和6年2月22日（木）午後4時頃
- 2 事故発生場所 加古川市平岡町高畑164番地の1  
加古川市立平岡小学校敷地内
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 児童  
加古川市在住 児童の法定代理人父  
加古川市在住 児童の法定代理人母
- 4 事故の概要 加古川市立平岡小学校のグラウンドで児童クラブの活動中にキャッチボールをしていたところ、児童クラブ補助員の投げたミニソフトバレーボールが児童に接触して眼鏡が落下し、損傷した。
- 5 損害の程度 児童 物的損害 眼鏡
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0  
専決日：令和6年5月8日 示談成立日：同年5月9日
- 7 損害賠償の額 5,873円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金5,873円については、本市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険契約に基づき、保険会社より相手方に支払われる。